

## 1 事業名

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

令和元年8月7日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本市の任期付職員及び一般職員の給与についても国家公務員に準じた措置を行うため、所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、所沢市一般職員の給与等に関する条例の同法を引用する箇所について、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

## (1) 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

## ① 給料

号給	現 行	改正後
1	374,000円	375,000円
2	422,000円	現行どおり
3	472,000円	
4	533,000円	
5	608,000円	
6	710,000円	
7	830,000円	

(平成31年4月1日から適用)

## ② 期末手当

## ア 令和元年度

区 分	支 給 率	
	現 行	改正後
6月支給分	1.675月	現行どおり
12月支給分	1.675月	1.725月
年間支給割合	3.35月	3.4月

(令和元年12月1日から適用)

イ 令和2年度以降

区 分	支 給 率	
	令和元年度	改正後
6月支給分	1. 675月	1. 7月
12月支給分	1. 725月	1. 7月
年間支給割合	3. 4月	3. 4月

(令和2年4月1日から適用)

(2) 所沢市一般職員の給与等に関する条例

① 給 料

全ての給料表について、若年層について給料月額を引き上げる。(行政職給料表における平均改定率0.1%)

(平成31年4月1日から適用)

② 初任給

行政職	基準学歴	現 行	改正後
	大 学 卒	187,200円	188,700円
	短 大 卒	170,100円	171,700円
	高 校 卒	158,300円	160,100円

(平成31年4月1日から適用)

③ 勤勉手当

ア 令和元年度

区 分	支 給 率	
	現 行	改正後
6月支給分	0. 925月	現行どおり
12月支給分	0. 925月	0. 975月
年間支給割合	1. 85月	1. 9月

(令和元年12月1日から適用)

イ 令和2年度以降

区 分	支 給 率	
	令和元年度	改正後
6月支給分	0. 925月	0. 95月
12月支給分	0. 975月	0. 95月
年間支給割合	1. 9月	1. 9月

(令和2年4月1日から適用)

④ 住居手当

ア 手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げる。

現 行	改正後
12,000円	16,000円

(令和2年4月1日から適用)

イ 手当額の上限を引き上げる。

現 行	改正後
27,000円	28,000円

(令和2年4月1日から適用)

ウ 経過措置

令和2年3月31日から引き続き手当の支給を受ける職員で、改正により手当額が1,000円を超えて減額となるものは、1,000円を除いた額を令和3年3月31日まで支給する。

ただし、新たな賃貸借契約を締結した場合(契約更新を除く。)は、その時をもって経過措置は終了する。

3 他自治体の類似する政策等

人事委員会を置かない県内他市等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。また、地方公務員法の改正に伴い、それぞれの自治体の判断の下、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【給料及び賞与の改正による影響額】

(1) 市全体の計(平成31年4月1日現在 職員数2,142人)

項 目	影 響 額
給 料 等	25,052千円
勤 勉 手 当	39,721千円
合 計	64,773千円

(2) 職員1人当たり影響額

$$64,773 \text{ 千円} \div 2,001 \text{ 人} = 32,370 \text{ 円}$$

※ 再任用職員(141人)を除く。

【住居手当の改正による影響額】

1,754 千円（ただし、経過措置期間中は 2,828 千円）

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表（給料表を除く。）
- ・改定給料表（行政職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三））

新

旧

議案第109号 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000円
略	

2～5 略

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

3 略

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000円
略	

2～5 略

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第

17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

### 3 略

## ◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）

（期末手当）

第17条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の5までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第17条の5第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

### 2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

### 5・6 略

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

### 3 略

（期末手当）

第17条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の5までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第17条の5第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

### 2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

### 5・6 略

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当

(3)・(4) 略

第17条の5 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 略

（勤勉手当）

第17条の6 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

（休職者の給与）

第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第

して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 略

第17条の5 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 略

（勤勉手当）

第17条の6 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

（休職者の給与）

第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第

28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 略

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

#### ◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

（住居手当）

第8条の4 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 略

3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、条例に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項及び第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

（住居手当）

第8条の4 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨



てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

3 略

(勤勉手当)

第17条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 略

(勤勉手当)

第17条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正(附則第7項関係)

附 則

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2・3 略

4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与条例第7条第1項ただし書並びに第8条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、同項中「については10,000円」とあるのは「(以下

附 則

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2・3 略

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与条例第7条第1項ただし書並びに第8条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、同項中「については10,000円」とあるのは「(以下

「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政職8級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「扶養親族については1人」とあるのは「扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人」と、同条第1項中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項第2号中「場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「、父母等」とあるのは「又は扶養親族たる父母等」と、「行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等が行政職8级以上職員等」と、同項第6号中「、父母等」とあるのは「又は扶養親族たる父母等」と、「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8级以上職員等」とする。

「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政職8級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「扶養親族については1人」とあるのは「扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人」と、同条第1項中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項第2号中「場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「、父母等」とあるのは「又は扶養親族たる父母等」と、「行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等が行政職8级以上職員等」と、同項第6号中「、父母等」とあるのは「又は扶養親族たる父母等」と、「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8级以上職員等」とする。

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第8項関係）

附 則

（地域手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の所沢市一般職員の給与等に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については同項中「100分の6」とあるのは「100分の8」とし、同年4月1日から令和3年3月31日までの間における同項の規定の適用については同項中「100分の6」とあるのは「100分の7」とする。

附 則

（地域手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の所沢市一般職員の給与等に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については同項中「100分の6」とあるのは「100分の8」とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間における同項の規定の適用については同項中「100分の6」とあるのは「100分の7」とする。

# 行政職給料表

(単位: 百円)

職員の区分	号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級				9級			
		現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率
		百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%
	1	1583	1601	18	1.1	1871	1886	15	0.8	2154	2169	15	0.7	2630	2642	12	0.5	2889	2897	8	0.3	3192	3192	0	-	3629	3629	0	-	4081	4081	0	-	4584	4584	0	-
	2	1598	1616	18	1.1	1889	1904	15	0.8	2173	2188	15	0.7	2649	2660	11	0.4	2911	2919	8	0.3	3214	3214	0	-	3655	3655	0	-	4105	4105	0	-	4615	4615	0	-
	3	1613	1631	18	1.1	1907	1922	15	0.8	2192	2207	15	0.7	2667	2678	11	0.4	2934	2940	6	0.2	3237	3237	0	-	3679	3679	0	-	4130	4130	0	-	4645	4645	0	-
	4	1629	1647	18	1.1	1925	1940	15	0.8	2210	2225	15	0.7	2688	2699	11	0.4	2955	2960	5	0.2	3259	3259	0	-	3705	3705	0	-	4154	4154	0	-	4675	4675	0	-
	5	1642	1659	17	1.0	1940	1955	15	0.8	2227	2242	15	0.7	2705	2716	11	0.4	2974	2979	5	0.2	3281	3281	0	-	3724	3724	0	-	4173	4173	0	-	4705	4705	0	-
	6	1657	1674	17	1.0	1958	1973	15	0.8	2246	2261	15	0.7	2724	2734	10	0.4	2997	3000	3	0.1	3301	3301	0	-	3749	3749	0	-	4196	4196	0	-	4735	4735	0	-
	7	1672	1689	17	1.0	1976	1991	15	0.8	2265	2280	15	0.7	2743	2752	9	0.3	3020	3022	2	0.1	3323	3323	0	-	3772	3772	0	-	4217	4217	0	-	4765	4765	0	-
	8	1687	1704	17	1.0	1994	2009	15	0.8	2283	2298	15	0.7	2764	2772	8	0.3	3042	3042	0	-	3345	3345	0	-	3797	3797	0	-	4239	4239	0	-	4796	4796	0	-
	9	1701	1717	16	0.9	2009	2024	15	0.7	2300	2315	15	0.7	2784	2792	8	0.3	3061	3061	0	-	3364	3364	0	-	3821	3821	0	-	4259	4259	0	-	4823	4823	0	-
	10	1728	1744	16	0.9	2027	2042	15	0.7	2316	2331	15	0.6	2804	2812	8	0.3	3084	3084	0	-	3386	3386	0	-	3848	3848	0	-	4280	4280	0	-	4854	4854	0	-
	11	1754	1770	16	0.9	2045	2060	15	0.7	2331	2346	15	0.6	2825	2831	6	0.2	3106	3106	0	-	3406	3406	0	-	3874	3874	0	-	4301	4301	0	-	4884	4884	0	-
	12	1780	1796	16	0.9	2063	2078	15	0.7	2347	2362	15	0.6	2845	2850	5	0.2	3129	3129	0	-	3428	3428	0	-	3901	3901	0	-	4322	4322	0	-	4915	4915	0	-
	13	1807	1822	15	0.8	2079	2094	15	0.7	2361	2376	15	0.6	2865	2870	5	0.2	3150	3150	0	-	3446	3446	0	-	3925	3925	0	-	4339	4339	0	-	4942	4942	0	-
	14	1824	1839	15	0.8	2097	2112	15	0.7	2378	2393	15	0.6	2886	2889	3	0.1	3171	3171	0	-	3466	3466	0	-	3948	3948	0	-	4357	4357	0	-	4965	4965	0	-
	15	1840	1855	15	0.8	2115	2130	15	0.7	2393	2408	15	0.6	2906	2908	2	0.1	3193	3193	0	-	3486	3486	0	-	3970	3970	0	-	4377	4377	0	-	4988	4988	0	-
	16	1857	1872	15	0.8	2133	2148	15	0.7	2409	2424	15	0.6	2926	2926	0	-	3214	3214	0	-	3506	3506	0	-	3994	3994	0	-	4397	4397	0	-	5011	5011	0	-
	17	1872	1887	15	0.8	2147	2162	15	0.7	2421	2435	14	0.6	2944	2944	0	-	3233	3233	0	-	3523	3523	0	-	4012	4012	0	-	4416	4416	0	-	5032	5032	0	-
	18	1889	1904	15	0.8	2165	2180	15	0.7	2436	2450	14	0.6	2964	2964	0	-	3253	3253	0	-	3543	3543	0	-	4032	4032	0	-	4434	4434	0	-	5046	5046	0	-
	19	1907	1922	15	0.8	2182	2197	15	0.7	2452	2466	14	0.6	2985	2985	0	-	3273	3273	0	-	3561	3561	0	-	4051	4051	0	-	4452	4452	0	-	5061	5061	0	-
	20	1924	1939	15	0.8	2200	2215	15	0.7	2466	2479	13	0.5	3005	3005	0	-	3293	3293	0	-	3580	3580	0	-	4069	4069	0	-	4469	4469	0	-	5075	5075	0	-
	21	1940	1955	15	0.8	2217	2232	15	0.7	2481	2494	13	0.5	3024	3024	0	-	3310	3310	0	-	3599	3599	0	-	4088	4088	0	-	4487	4487	0	-	5087	5087	0	-
	22	1954	1969	15	0.8	2234	2249	15	0.7	2496	2508	12	0.5	3045	3045	0	-	3331	3331	0	-	3618	3618	0	-	4106	4106	0	-	4502	4502	0	-	5101	5101	0	-
	23	1969	1984	15	0.8	2250	2265	15	0.7	2509	2521	12	0.5	3065	3065	0	-	3351	3351	0	-	3638	3638	0	-	4124	4124	0	-	4516	4516	0	-	5116	5116	0	-
	24	1984	1999	15	0.8	2266	2281	15	0.7	2523	2535	12	0.5	3086	3086	0	-	3372	3372	0	-	3657	3657	0	-	4143	4143	0	-	4531	4531	0	-	5131	5131	0	-
	25	1997	2012	15	0.8	2280	2295	15	0.7	2538	2550	12	0.5	3103	3103	0	-	3386	3386	0	-	3677	3677	0	-	4161	4161	0	-	4545	4545	0	-	5142	5142	0	-
	26	2010	2025	15	0.7	2297	2312	15	0.7	2554	2565	11	0.4	3124	3124	0	-	3405	3405	0	-	3696	3696	0	-	4176	4176	0	-	4558	4558	0	-	5153	5153	0	-
	27	2022	2037	15	0.7	2313	2328	15	0.6	2571	2582	11	0.4	3144	3144	0	-	3424	3424	0	-	3716	3716	0	-	4191	4191	0	-	4571	4571	0	-	5165	5165	0	-
	28	2035	2050	15	0.7	2329	2344	15	0.6	2589	2600	11	0.4	3164	3164	0	-	3443	3443	0	-	3736	3736	0	-	4207	4207	0	-	4583	4583	0	-	5177	5177	0	-
	29	2048	2063	15	0.7	2340	2354	14	0.6	2605	2616	11	0.4	3181	3181	0	-	3459	3459	0	-	3751	3751	0	-	4223	4223	0	-	4593	4593	0	-	5187	5187	0	-
	30	2061	2076	15	0.7	2355	2369	14	0.6	2623	2633	10	0.4	3201	3201	0	-	3478	3478	0	-	3769	3769	0	-	4236	4236	0	-	4600	4600	0	-	5196	5196	0	-
	31	2074	2089	15	0.7	2369	2383	14	0.6	2640	2649	9	0.3	3222	3222	0	-	3497	3497	0	-	3787	3787	0	-	4249	4249	0	-	4608	4608	0	-	5205	5205	0	-
	32	2087	2102	15	0.7	2382	2395	13	0.5	2657	2665	8	0.3	3243	3243	0	-	3515	3515	0	-	3803	3803	0	-	4261	4261	0	-	4615	4615	0	-	5214	5214	0	-
	33	2098	2113	15	0.7	2395	2407	12	0.5	2676	2684	8	0.3	3255	3255	0	-	3534	3534	0	-	3821	3821	0	-	4273	4273	0	-	4622	4622	0	-	5222	5222	0	-
	34	2111	2126	15	0.7	2407	2419	12	0.5	2695	2702	7	0.3	3275	3275	0	-	3552	3552	0	-	3835	3835	0	-	4286	4286	0	-	4630	4630	0	-	5231	5231	0	-
	35	2124	2139	15	0.7	2417	2429	12	0.5	2713	2719	6	0.2	3294	3294	0	-	3570	3570	0	-	3850	3850	0	-	4299	4299	0	-	4637	4637	0	-	5238	5238	0	-
	36	2137	2152	15	0.7	2429	2441	12	0.5	2731	2736	5	0.2	3315	3315	0	-	3587	3587	0	-	3866	3866	0	-	4311	4311	0	-	4643	4643	0	-	5243	5243	0	-
	37	2148	2163	15	0.7	2442	2454	12	0.5	2748	2753	5	0.2	3334	3334	0	-	3601	3601	0	-	3880	3880	0	-	4323	4323	0	-	4648	4648	0	-	5250	5250	0	-
	38	2159	2174	15	0.7	2453	2464	11	0.4	2767	2770	3	0.1	3353	3353	0	-	3614	3614	0	-	3892	3892	0	-	4331	4331	0	-	4654	4654	0	-	5256	5256	0	-
	39	2169	2184	15	0.7	2465	2476	11	0.4	2786	2788	2	0.1	3373	3373	0	-	3628	3628	0	-	3904	3904	0	-	4339	4339	0	-	4660	4660	0	-	5264	5264	0	-
	40	2180	2195	15	0.7	2478	2489	11	0.4	2803	2803	0	-	3392	3392	0	-	3642	3642																		



# 医療職給料表（一）

（単位：百円）

職員の 区分	号給	1級				2級				3級				4級			
		現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率
		百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%
再任用職員以外の職員	1	2965	2984	19	0.6	3979	3990	11	0.3	4717	4717	0	-	5665	5665	0	-
	2	2996	3015	19	0.6	4008	4019	11	0.3	4740	4740	0	-	5696	5696	0	-
	3	3027	3046	19	0.6	4037	4045	8	0.2	4762	4762	0	-	5727	5727	0	-
	4	3058	3077	19	0.6	4065	4072	7	0.2	4785	4785	0	-	5758	5758	0	-
	5	3087	3106	19	0.6	4091	4098	7	0.2	4807	4807	0	-	5787	5787	0	-
	6	3118	3137	19	0.6	4118	4122	4	0.1	4829	4829	0	-	5811	5811	0	-
	7	3149	3168	19	0.6	4146	4149	3	0.1	4851	4851	0	-	5835	5835	0	-
	8	3180	3199	19	0.6	4173	4173	0	-	4873	4873	0	-	5859	5859	0	-
	9	3209	3228	19	0.6	4195	4195	0	-	4893	4893	0	-	5881	5881	0	-
	10	3240	3259	19	0.6	4222	4222	0	-	4914	4914	0	-	5896	5896	0	-
	11	3271	3290	19	0.6	4248	4248	0	-	4935	4935	0	-	5911	5911	0	-
	12	3302	3321	19	0.6	4275	4275	0	-	4956	4956	0	-	5926	5926	0	-
	13	3331	3350	19	0.6	4299	4299	0	-	4977	4977	0	-	5941	5941	0	-
	14	3361	3380	19	0.6	4324	4324	0	-	4998	4998	0	-	5952	5952	0	-
	15	3390	3409	19	0.6	4348	4348	0	-	5019	5019	0	-	5963	5963	0	-
	16	3420	3438	18	0.5	4373	4373	0	-	5040	5040	0	-	5972	5972	0	-
	17	3447	3465	18	0.5	4393	4393	0	-	5061	5061	0	-	5984	5984	0	-
	18	3480	3497	17	0.5	4417	4417	0	-	5081	5081	0	-	5994	5994	0	-
	19	3511	3528	17	0.5	4440	4440	0	-	5101	5101	0	-	6004	6004	0	-
	20	3542	3559	17	0.5	4464	4464	0	-	5121	5121	0	-	6014	6014	0	-
	21	3570	3587	17	0.5	4479	4479	0	-	5139	5139	0	-	6024	6024	0	-
	22	3599	3614	15	0.4	4503	4503	0	-	5157	5157	0	-	6034	6034	0	-
	23	3630	3645	15	0.4	4526	4526	0	-	5176	5176	0	-	6044	6044	0	-
	24	3662	3677	15	0.4	4549	4549	0	-	5195	5195	0	-	6054	6054	0	-
	25	3691	3706	15	0.4	4569	4569	0	-	5212	5212	0	-	6064	6064	0	-
	26	3727	3741	14	0.4	4592	4592	0	-	5230	5230	0	-	6074	6074	0	-
	27	3759	3771	12	0.3	4614	4614	0	-	5248	5248	0	-	6084	6084	0	-
	28	3796	3807	11	0.3	4637	4637	0	-	5266	5266	0	-	6094	6094	0	-
	29	3832	3843	11	0.3	4658	4658	0	-	5282	5282	0	-	6104	6104	0	-
	30	3859	3870	11	0.3	4681	4681	0	-	5300	5300	0	-	6114	6114	0	-
	31	3887	3895	8	0.2	4704	4704	0	-	5318	5318	0	-	6124	6124	0	-
	32	3914	3921	7	0.2	4726	4726	0	-	5336	5336	0	-	6134	6134	0	-
	33	3942	3949	7	0.2	4746	4746	0	-	5352	5352	0	-	6144	6144	0	-
	34	3968	3972	4	0.1	4767	4767	0	-	5370	5370	0	-	6154	6154	0	-
	35	3994	3997	3	0.1	4788	4788	0	-	5387	5387	0	-	6164	6164	0	-
	36	4018	4018	0	-	4809	4809	0	-	5405	5405	0	-	6174	6174	0	-
	37	4038	4038	0	-	4830	4830	0	-	5421	5421	0	-	6184	6184	0	-
	38	4061	4061	0	-	4848	4848	0	-	5437	5437	0	-	6194	6194	0	-
	39	4083	4083	0	-	4866	4866	0	-	5451	5451	0	-	6204	6204	0	-
	40	4106	4106	0	-	4884	4884	0	-	5467	5467	0	-	6214	6214	0	-
	41	4129	4129	0	-	4901	4901	0	-	5482	5482	0	-	6224	6224	0	-
	42	4150	4150	0	-	4919	4919	0	-	5496	5496	0	-	6234	6234	0	-
	43	4170	4170	0	-	4937	4937	0	-	5510	5510	0	-	6244	6244	0	-
	44	4191	4191	0	-	4955	4955	0	-	5523	5523	0	-	6254	6254	0	-
	45	4210	4210	0	-	4971	4971	0	-	5535	5535	0	-	6264	6264	0	-
	46	4228	4228	0	-	4988	4988	0	-	5545	5545	0	-				
	47	4246	4246	0	-	5006	5006	0	-	5555	5555	0	-				
	48	4266	4266	0	-	5024	5024	0	-	5565	5565	0	-				
	49	4285	4285	0	-	5040	5040	0	-	5575	5575	0	-				
	50	4305	4305	0	-	5053	5053	0	-	5584	5584	0	-				
	51	4324	4324	0	-	5066	5066	0	-	5593	5593	0	-				
	52	4344	4344	0	-	5079	5079	0	-	5602	5602	0	-				
	53	4362	4362	0	-	5089	5089	0	-	5610	5610	0	-				
	54	4380	4380	0	-	5102	5102	0	-	5619	5619	0	-				
	55	4397	4397	0	-	5115	5115	0	-	5628	5628	0	-				

# 医療職給料表（一）

（単位：百円）

職員の 区分	号給	1級				2級				3級				4級			
		現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率
		百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%
再任用職員 以外の 職員	56	4415	4415	0	-	5128	5128	0	-	5637	5637	0	-				
	57	4433	4433	0	-	5138	5138	0	-	5646	5646	0	-				
	58	4451	4451	0	-	5146	5146	0	-	5655	5655	0	-				
	59	4469	4469	0	-	5154	5154	0	-	5664	5664	0	-				
	60	4486	4486	0	-	5162	5162	0	-	5671	5671	0	-				
	61	4504	4504	0	-	5171	5171	0	-	5680	5680	0	-				
	62	4521	4521	0	-	5179	5179	0	-	5689	5689	0	-				
	63	4539	4539	0	-	5188	5188	0	-	5698	5698	0	-				
	64	4557	4557	0	-	5196	5196	0	-	5707	5707	0	-				
	65	4576	4576	0	-	5205	5205	0	-	5716	5716	0	-				
	66	4588	4588	0	-	5214	5214	0	-								
	67	4600	4600	0	-	5221	5221	0	-								
	68	4612	4612	0	-	5230	5230	0	-								
	69	4624	4624	0	-	5239	5239	0	-								
	70	4634	4634	0	-	5247	5247	0	-								
	71	4644	4644	0	-	5256	5256	0	-								
	72	4654	4654	0	-	5265	5265	0	-								
	73	4662	4662	0	-	5273	5273	0	-								
	74	4669	4669	0	-	5282	5282	0	-								
	75	4676	4676	0	-	5291	5291	0	-								
76	4683	4683	0	-	5298	5298	0	-									
77	4690	4690	0	-	5306	5306	0	-									
78	4697	4697	0	-	5315	5315	0	-									
79	4704	4704	0	-	5324	5324	0	-									
80	4710	4710	0	-	5333	5333	0	-									
81	4713	4713	0	-	5341	5341	0	-									
82	4720	4720	0	-	5350	5350	0	-									
83	4727	4727	0	-	5359	5359	0	-									
84	4734	4734	0	-	5368	5368	0	-									
85	4738	4738	0	-	5376	5376	0	-									
86	4744	4744	0	-	5385	5385	0	-									
87	4751	4751	0	-	5394	5394	0	-									
88	4758	4758	0	-	5403	5403	0	-									
89	4762	4762	0	-	5411	5411	0	-									
90	4768	4768	0	-													
91	4774	4774	0	-													
92	4779	4779	0	-													
93	4785	4785	0	-													
94	4790	4790	0	-													
95	4795	4795	0	-													
96	4800	4800	0	-													
97	4804	4804	0	-													
98	4810	4810	0	-													
99	4814	4814	0	-													
100	4819	4819	0	-													
101	4824	4824	0	-													
102	4830	4830	0	-													
103	4836	4836	0	-													
104	4840	4840	0	-													
105	4845	4845	0	-													
106	4851	4851	0	-													
107	4857	4857	0	-													
108	4863	4863	0	-													
109	4868	4868	0	-													
再任用職員		3386	3386	0	-	3930	3930	0	-	4295	4295	0	-	4660	4660	0	-
基準職務		医師				医長				部長				センター長			

**医療職給料表（一）**

1級	0人	うち改定該当者	0人
2級	4人	うち改定該当者	0人
3級	3人	うち改定該当者	0人
4級	1人	うち改定該当者	0人
計	8人	うち改定該当者	0人

全体人数 8人(H31. 4.1現在)

平均改定率 0.0%（全体人数の平均）

医療職給料表(二)

(単位:百円)

職員の区分	号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級			
		現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率	現行給料	改定額	改定率	改定率
		百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%
	1	1643	1660	17	1.0	1774	1789	15	0.8	2388	2400	12	0.5	2796	2804	8	0.3	3208	3208	0	-	4045	4045	0	-
	2	1660	1677	17	1.0	1794	1809	15	0.8	2407	2419	12	0.5	2817	2825	8	0.3	3232	3232	0	-	4064	4064	0	-
	3	1677	1694	17	1.0	1814	1829	15	0.8	2426	2438	12	0.5	2839	2847	8	0.3	3257	3257	0	-	4077	4077	0	-
	4	1694	1711	17	1.0	1834	1849	15	0.8	2446	2458	12	0.5	2861	2869	8	0.3	3280	3280	0	-	4090	4090	0	-
	5	1711	1727	16	0.9	1855	1870	15	0.8	2465	2477	12	0.5	2884	2892	8	0.3	3301	3301	0	-	4120	4120	0	-
	6	1731	1747	16	0.9	1876	1891	15	0.8	2483	2495	12	0.5	2905	2913	8	0.3	3325	3325	0	-	4143	4143	0	-
	7	1751	1769	16	0.9	1897	1912	15	0.8	2503	2515	12	0.5	2928	2934	8	0.3	3350	3350	0	-	4166	4166	0	-
	8	1771	1787	16	0.9	1918	1933	15	0.8	2520	2532	12	0.5	2945	2951	6	0.2	3371	3371	0	-	4188	4188	0	-
	9	1790	1806	16	0.9	1938	1953	15	0.8	2542	2554	12	0.5	2964	2969	5	0.2	3395	3395	0	-	4210	4210	0	-
	10	1808	1823	15	0.8	1964	1979	15	0.8	2560	2572	12	0.5	2990	2995	5	0.2	3425	3425	0	-	4230	4230	0	-
	11	1827	1842	15	0.8	1989	2004	15	0.8	2582	2594	12	0.5	3018	3021	3	0.1	3452	3452	0	-	4251	4251	0	-
	12	1845	1860	15	0.8	2014	2029	15	0.7	2602	2614	12	0.5	3043	3043	0	-	3483	3483	0	-	4272	4272	0	-
	13	1865	1880	15	0.8	2037	2052	15	0.7	2622	2634	12	0.5	3067	3067	0	-	3512	3512	0	-	4292	4292	0	-
	14	1885	1900	15	0.8	2054	2069	15	0.7	2644	2656	12	0.5	3089	3089	0	-	3535	3535	0	-	4321	4321	0	-
	15	1904	1919	15	0.8	2071	2086	15	0.7	2667	2678	11	0.4	3110	3110	0	-	3554	3554	0	-	4350	4350	0	-
	16	1924	1939	15	0.8	2086	2101	15	0.7	2689	2700	11	0.4	3131	3131	0	-	3576	3576	0	-	4378	4378	0	-
	17	1945	1960	15	0.8	2104	2119	15	0.7	2708	2720	11	0.4	3149	3149	0	-	3598	3598	0	-	4408	4408	0	-
	18	1959	1974	15	0.8	2122	2137	15	0.7	2730	2740	10	0.4	3178	3178	0	-	3624	3624	0	-	4422	4422	0	-
	19	1975	1990	15	0.8	2138	2153	15	0.7	2752	2761	9	0.3	3203	3203	0	-	3652	3652	0	-	4436	4436	0	-
	20	1991	2006	15	0.8	2156	2171	15	0.7	2775	2783	8	0.3	3230	3230	0	-	3682	3682	0	-	4449	4449	0	-
	21	2006	2021	15	0.7	2173	2188	15	0.7	2798	2806	8	0.3	3256	3256	0	-	3713	3713	0	-	4461	4461	0	-
	22	2020	2035	15	0.7	2188	2203	15	0.7	2816	2824	8	0.3	3275	3275	0	-	3740	3740	0	-	4474	4474	0	-
	23	2032	2047	15	0.7	2204	2219	15	0.7	2833	2839	6	0.2	3295	3295	0	-	3768	3768	0	-	4487	4487	0	-
	24	2046	2061	15	0.7	2219	2234	15	0.7	2852	2857	5	0.2	3310	3310	0	-	3796	3796	0	-	4500	4500	0	-
	25	2058	2073	15	0.7	2235	2250	15	0.7	2870	2875	5	0.2	3327	3327	0	-	3823	3823	0	-	4513	4513	0	-
	26	2077	2092	15	0.7	2251	2266	15	0.7	2895	2898	3	0.1	3350	3350	0	-	3842	3842	0	-	4521	4521	0	-
	27	2096	2111	15	0.7	2267	2282	15	0.7	2920	2922	2	0.1	3375	3375	0	-	3856	3856	0	-	4529	4529	0	-
	28	2114	2129	15	0.7	2284	2296	15	0.7	2943	2944	1	0.0	3400	3400	0	-	3875	3875	0	-	4537	4537	0	-
	29	2132	2147	15	0.7	2294	2309	15	0.7	2968	2968	0	-	3425	3425	0	-	3889	3889	0	-	4546	4546	0	-
	30	2150	2165	15	0.7	2311	2326	15	0.6	2988	2988	0	-	3450	3450	0	-	3901	3901	0	-	4554	4554	0	-
	31	2168	2183	15	0.7	2330	2345	15	0.6	3006	3006	0	-	3472	3472	0	-	3913	3913	0	-	4563	4563	0	-
	32	2186	2201	15	0.7	2347	2361	14	0.6	3025	3025	0	-	3494	3494	0	-	3925	3925	0	-	4571	4571	0	-
	33	2201	2216	15	0.7	2362	2376	14	0.6	3042	3042	0	-	3517	3517	0	-	3937	3937	0	-	4576	4576	0	-
	34	2213	2228	15	0.7	2381	2395	14	0.6	3065	3065	0	-	3542	3542	0	-	3955	3955	0	-	4584	4584	0	-
	35	2224	2238	14	0.6	2398	2410	12	0.5	3090	3090	0	-	3568	3568	0	-	3973	3973	0	-	4591	4591	0	-
	36	2233	2246	13	0.6	2416	2428	12	0.5	3114	3114	0	-	3594	3594	0	-	3992	3992	0	-	4597	4597	0	-
	37	2242	2255	13	0.6	2434	2446	12	0.5	3138	3138	0	-	3619	3619	0	-	4009	4009	0	-	4605	4605	0	-
	38	2261	2273	12	0.5	2447	2459	12	0.5	3156	3156	0	-	3637	3637	0	-	4032	4032	0	-	4613	4613	0	-
	39	2281	2293	12	0.5	2474	2484	11	0.4	3174	3174	0	-	3654	3654	0	-	4054	4054	0	-	4621	4621	0	-
	40	2300	2310	10	0.4	2478	2489	11	0.4	3185	3185	0	-	3671	3671	0	-	4076	4076	0	-	4629	4629	0	-
	41	2320	2330	10	0.4	2492	2503	11	0.4	3199	3199	0	-	3690	3690	0	-	4099	4099	0	-	4636	4636	0	-
	42	2340	2348	8	0.3	2511	2521	10	0.4	3223	3223	0	-	3712	3712	0	-	4113	4113	0	-	4644	4644	0	-
	43	2361	2367	6	0.3	2533	2540	7	0.3	3247	3247	0	-	3735	3735	0	-	4126	4126	0	-	4652	4652	0	-
	44	2382	2386	4	0.2	2556	2563	7	0.3	3269	3269	0	-	3757	3757	0	-	4140	4140	0	-	4660	4660	0	-
	45	2400	2400	0	-	2577	2582	5	0.2	3290	3290	0	-	3776	3776	0	-	4152	4152	0	-	4666	4666	0	-
	46	2414	2414	0	-	2600	2604	4	0.2	3309	3309	0	-	3784	3784	0	-	4172	4172	0	-	4673	4673	0	-
	47	2429	2429	0	-	2621	2624	3	0.1	3329	3329	0	-	3792	3792	0	-	4192	4192	0	-	4680	4680	0	-
	48	2445	2445	0	-	2643	2645	2	0.1	3351	3351	0	-	3800	3800	0	-	4212	4212	0	-	4687	4687	0	-
	49	2460	2460	0	-	2665	2665	2	0.1	3374	3374	0	-	3808	3808	0	-	4230	4230	0	-	4694	4694	0	-
	50	2471	2471	0	-	2684	2686	2	0.1	3399	3399	0	-	3816	3816	0	-	4240	4240	0	-				
	51	2484	2484	0	-	2705	2707	2	0.1	3423	3423	0	-	3824	3824	0	-	4249	4249	0	-				
	52	2500	2500	0	-	2726	2728	2	0.1	3448	3448	0	-	3832	3832	0	-	4258	4258	0	-				
	53	2515	2515	0	-	2746	2748	2	0.1	3471	3471	0	-	3840	3840	0	-	4268	4268	0	-				
	54	2531	2531	0	-	2767	2769	2	0.1	3495	3495	0	-	3851	3851	0	-	4277	4277	0	-				
	55	2547	2547	0	-	2790	2790	0	-	3518	3518	0	-	3862	3862	0	-	4286	4286	0	-				
	56	2563	2563	0	-	2812	2812	0	-	3542	3542	0	-	3873	3873	0	-	4295	4295	0	-				
	57	2580	2580	0	-	2833	2833	0	-	3564	3564	0	-	3884	3884	0	-	4302	4302	0	-				
	58	2594	2594	0	-	2846	2846	0	-	3587	3587	0	-	3888	3888	0	-	4310	4310	0	-				
	59	2610	2610	0	-	2861	2861	0	-	3610	3610	0	-	3892	3892	0	-	4318	4318	0	-				
	60	2625	2625	0	-	2877	2877	0	-	3634	3634	0	-	3896	3896	0	-	4326	4326	0	-				



医療職給料表(二)

(単位:百円)

職員の 区分	号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級			
		現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率	現行 給料	改定 給料	改定 額	改定 率
		百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	%
	89				3357	3357	0	-	3844	3844	0	-	4068	4068	0	-									
	90				3370	3370	0	-	3847	3847	0	-	4073	4073	0	-									
	91				3383	3383	0	-	3850	3850	0	-	4078	4078	0	-									
	92				3395	3395	0	-	3853	3853	0	-	4083	4083	0	-									
	93				3407	3407	0	-	3856	3856	0	-	4087	4087	0	-									
	94				3418	3418	0	-	3858	3858	0	-	4092	4092	0	-									
	95				3429	3429	0	-	3860	3860	0	-	4097	4097	0	-									
	96				3440	3440	0	-	3863	3863	0	-	4102	4102	0	-									
	97				3452	3452	0	-	3866	3866	0	-	4106	4106	0	-									
	98				3455	3455	0	-	3868	3868	0	-	4111	4111	0	-									
	99				3459	3459	0	-	3870	3870	0	-	4116	4116	0	-									
	100				3463	3463	0	-	3872	3872	0	-	4118	4118	0	-									
	101				3466	3466	0	-	3874	3874	0	-	4123	4123	0	-									
	102				3470	3470	0	-	3877	3877	0	-	4128	4128	0	-									
	103				3474	3474	0	-	3880	3880	0	-	4133	4133	0	-									
	104				3478	3478	0	-	3883	3883	0	-	4138	4138	0	-									
	105				3482	3482	0	-	3886	3886	0	-	4142	4142	0	-									
	106				3486	3486	0	-	3889	3889	0	-	4147	4147	0	-									
	107				3490	3490	0	-	3892	3892	0	-	4152	4152	0	-									
	108				3494	3494	0	-	3895	3895	0	-	4157	4157	0	-									
	109				3498	3498	0	-	3898	3898	0	-	4161	4161	0	-									
	110				3500	3500	0	-	3900	3900	0	-	4166	4166	0	-									
	111				3502	3502	0	-	3902	3902	0	-	4171	4171	0	-									
	112				3506	3506	0	-	3905	3905	0	-	4176	4176	0	-									
	113				3508	3508	0	-	3907	3907	0	-	4177	4177	0	-									
	114				3512	3512	0	-	3910	3910	0	-	4182	4182	0	-									
	115				3516	3516	0	-	3914	3914	0	-	4186	4186	0	-									
	116				3520	3520	0	-	3917	3917	0	-	4190	4190	0	-									
	117				3522	3522	0	-	3920	3920	0	-	4195	4195	0	-									
	118				3526	3526	0	-	3923	3923	0	-	4200	4200	0	-									
	119				3530	3530	0	-	3925	3925	0	-	4205	4205	0	-									
	120				3534	3534	0	-	3927	3927	0	-	4210	4210	0	-									
	121				3536	3536	0	-	3930	3930	0	-	4214	4214	0	-									
	122				3540	3540	0	-	3934	3934	0	-	4219	4219	0	-									
	123				3544	3544	0	-	3937	3937	0	-	4224	4224	0	-									
	124				3548	3548	0	-	3940	3940	0	-	4229	4229	0	-									
	125				3549	3549	0	-	3944	3944	0	-	4234	4234	0	-									
	126				3553	3553	0	-	3948	3948	0	-													
	127				3557	3557	0	-	3952	3952	0	-													
	128				3561	3561	0	-	3956	3956	0	-													
	129				3563	3563	0	-	3959	3959	0	-													
	130				3566	3566	0	-	3963	3963	0	-													
	131				3569	3569	0	-	3967	3967	0	-													
	132				3573	3573	0	-	3971	3971	0	-													
	133				3575	3575	0	-	3976	3976	0	-													
	134				3579	3579	0	-	3980	3980	0	-													
	135				3583	3583	0	-	3984	3984	0	-													
	136				3587	3587	0	-	3988	3988	0	-													
	137				3589	3589	0	-	3992	3992	0	-													
	138				3593	3593	0	-	3996	3996	0	-													
	139				3597	3597	0	-	4000	4000	0	-													
	140				3600	3600	0	-	4004	4004	0	-													
	141				3602	3602	0	-	4008	4008	0	-													
	142				3606	3606	0	-	4012	4012	0	-													
	143				3610	3610	0	-	4013	4013	0	-													
	144				3612	3612	0	-	4016	4016	0	-													
	145				3613	3613	0	-	4021	4021	0	-													
	146				3617	3617	0	-	4025	4025	0	-													
	147				3621	3621	0	-	4029	4029	0	-													
	148				3625	3625	0	-	4033	4033	0	-													
	149				3627	3627	0	-	4038	4038	0	-													
	150				3631	3631	0	-	4042	4042	0	-													
	151				3635	3635	0	-	4046	4046	0	-													
	152				3639	3639	0	-	4050	4050	0	-													
	153				3641	3641	0	-	4053	4053	0	-													
	154				3644	3644	0	-	4057	4057	0	-													
	155				3648	3648	0	-	4061	4061	0	-													
	156				3652	3652	0	-	4064	4064	0	-													
	157				3654	3654	0	-	4067	4067	0	-													
	158				3658	3658	0	-	4071	4071	0	-													
	159				3662	3662	0	-	4075	4075	0	-													
	160				3666	3666	0	-	4079	4079	0	-													
	161				3668	3668	0	-	4083	4083	0	-													
	162				3672	3672	0	-	4087	4087	0	-													
	163				3676	3676	0	-	4091	4091	0	-													
	164				3680	3680	0	-	4095	4095	0	-													
	165				3682	3682	0	-	4099	4099	0	-													
	166				3686	3686	0	-	4103	4103	0	-													
	167				3690	3690	0	-	4107	4107	0	-													
	168				3693	3693	0	-	4111	4111	0	-													
	169				3695	3695	0	-	4116	4116	0	-													
	170				3699	3699	0	-																	
	171				3703	3703	0	-																	
	172				3707	3707	0																		



